

景観づくりの基準に基づく配慮事項

D 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

事項	景観づくりの基準	配慮の内容	審査欄
位 置	敷地外からの土地の出入口は、できる限り限定するとともに、土地の開墾や土石の採取又は鉱物の掘採が道路からできる限り見えにくい位置とする。		
その他	1 長大な法面、擁壁等を生じないよう配慮する。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫する。 (1) 勾配は、できる限り緩やかなものとする。 (2) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮する。 (3) できる限り自然植生と調和した緑化等により修景する。 2 跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施する。 3 前記2の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないよう、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行う。		